

大口町告示第22号

大口町ホームページの管理及び運用に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町ホームページの管理及び運用に関する要綱の一部を改正する
要綱

大口町ホームページの管理及び運用に関する要綱（平成 12 大口町告示第 148 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「総務部秘書広報室（以下「秘書広報室」という。）」を「総務部企画政策課（以下「企画政策課」という。）」に改め、同条第 3 項中「秘書広報室」を「企画政策課」に改める。

第 4 条第 3 項及び第 4 項中「秘書広報室長」を「企画政策課長」に改める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大口町ホームページの管理及び運用に関する要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(管理運用) 第2条 大口町ホームページの管理及び運用は、<u>総務部企画政策課</u>（以下「<u>企画政策課</u>」という。）が行うものとする。処理する。 2 略 3 大口町ホームページへの情報の新規掲載及び更新（以下「更新等」という。）は、情報を提供する局、室若しくは課（以下「掲載依頼者」という。）が、ホームページコンテンツ管理システム（以下「CMS」という。）を利用して、掲載する情報（以下「掲載情報」という。）を編集し、その公開を秘書広報室に依頼した後、<u>企画政策課</u>が行うものとする。ただし、CMSの利用が困難な場合は、掲載依頼者の依頼により<u>企画政策課</u>が行うものとする。 (更新等) 第4条 略 2 略 3 <u>企画政策課長</u>は、掲載情報が前条第1項の規定に反する内容と認めたときは、掲載依頼者に対して掲載の中止又は変更を求めるものとする。 4 CMSを利用しない掲載情報の更新等は、掲載情報のデータを添えて<u>企画政策課長</u>に依頼するものとする。	(管理運用) 第2条 大口町ホームページの管理及び運用は、<u>総務部秘書広報室</u>（以下「<u>秘書広報室</u>」という。）が行うものとする。処理する。 2 略 3 大口町ホームページへの情報の新規掲載及び更新（以下「更新等」という。）は、情報を提供する局、室若しくは課（以下「掲載依頼者」という。）が、ホームページコンテンツ管理システム（以下「CMS」という。）を利用して、掲載する情報（以下「掲載情報」という。）を編集し、その公開を秘書広報室に依頼した後、<u>秘書広報室</u>が行うものとする。ただし、CMSの利用が困難な場合は、掲載依頼者の依頼により<u>秘書広報室</u>が行うものとする。 (更新等) 第4条 略 2 略 3 <u>秘書広報室長</u>は、掲載情報が前条第1項の規定に反する内容と認めたときは、掲載依頼者に対して掲載の中止又は変更を求めるものとする。 4 CMSを利用しない掲載情報の更新等は、掲載情報のデータを添えて<u>秘書広報室長</u>に依頼するものとする。